



国土交通省 北陸地方整備局

金沢河川国道事務所



石川県警察



中日本

3 機関合同で特殊車両の取締りを実施します

道路の損傷や重大事故につながるおそれがある過積載車両や、大型車両の違法な運行が依然として多いため、事故を未然に防ぎ規則を周知・理解していただくことを目的に、金沢河川国道事務所、石川県警察本部、中日本高速道路（株）金沢支社による合同取締りを以下のとおり実施します。

取締日時：令和 7 年 5 月 22 日（木）14 時 ～ 16 時（荒天時中止）

取締場所：①国道 8 号 加賀特殊車両指導取締基地 加賀市熊坂町 2 2 2 番地

②北陸自動車道 加賀インター

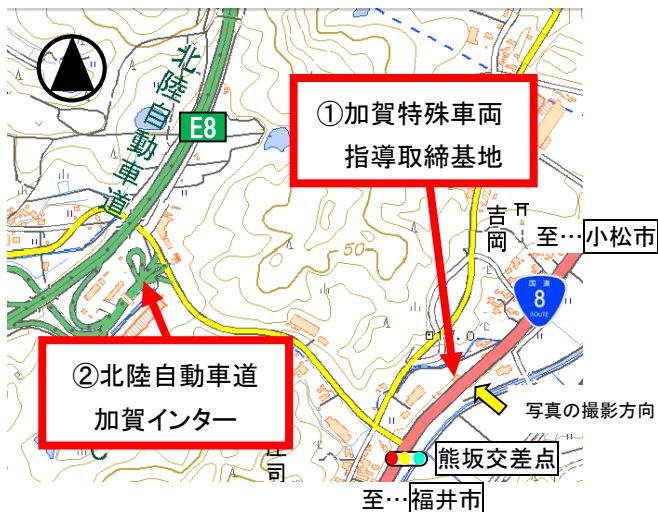
実施内容：①道路法に基づく車両の幅・重量・長さ等の取締り（金沢河川国道事務所）

道路交通法に基づく過積載車両等の取締り（石川県警察本部）

②道路法に基づく車両の幅・長さ等の取締り（中日本高速道路（株）金沢支社）

※現地取材を予定される場合は、5 月 22 日（木）11 時までに金沢河川国道事務所へ電話で連絡願います。

【位置図】



【取締場所① 加賀特殊車両指導取締基地】



国道 8 号上り（小松市方面）

【問い合わせ先】

【道路法に基づく取締りについて】

（一般国道に関して）北陸地方整備局 金沢河川国道事務所 道路管理第一課長 藤 真生

〒920-8648 金沢市西念 4 丁目 23 番 5 号 TEL: 076-264-9917 (直)

（高速道路に関して）中日本高速道路（株）金沢支社

道路管制センター 交通管制課長 中森 憲一

〒920-0365 金沢市神野町 東 170 TEL: 076-249-8632 (直)

【道路交通法に基づく取締りについて】

石川県警察本部 交通部 交通指導課次席 山下 謙太郎

〒920-8553 金沢市鞍月 1 丁目 1 番地 TEL: 076-225-0110 (代)

過積載運転が及ぼす影響

道路を安全に利用するうえで、過積載運転が及ぼす様々な影響が懸念され、過積載は道路交通法第57条及び貨物自動車運送事業法第17条で禁止されており、車両運転者、法人とも罰則が規定されています。

【重大事故の原因】

過積載車両走行時はブレーキ制動・停止距離が普通走行時と比べ著しく延長し、衝突事故やカーブで曲がり切れずに横転事故、また積載貨物の落下事故等の重大事故の原因となることが懸念されます。

【道路・橋梁等への影響】

過積載車両は、道路や橋梁等の構造物に非常に大きな影響を及ぼします。舗装のひび割れや橋梁に損傷を与え、道路や橋の寿命を縮める事に繋がります。

上記以外にも様々な影響が懸念されますが、「過積載運転は違法行為であること」また、「道路はみんなの財産であること」を認識していただくよう呼びかけます。

特殊車両は通行許可または通行確認が必要です

車両の幅・高さ・重量・長さなど一般的な制限値をどれか一つでも超える車両は「特殊車両」と言います。

この「特殊車両」は道路・橋などを傷つけないよう、また、他の通行車両に影響（迷惑）をかけないように通行するよう、通行の際には許可または確認をとることとされています。

車両の諸元		一般的制限値
幅		2. 5メートル
長さ		12. 0メートル
高さ		3. 8メートル(高さ指定道路は4. 1メートル)
重さ	総重量	20. 0トン(重さ指定道路は25. 0トン)
	軸重	10. 0トン
	隣接軸重	隣り合う車軸の軸距が1. 8メートル未満 18. 0トン※
		隣り合う車軸の軸距が1. 8メートル以上 20. 0トン
	輪荷重	5. 0トン
最小回転半径		12. 0メートル

※但し、隣り合う車軸の軸距が1.3メートル以上、かつ、隣り合う車軸の軸重がいずれも9.5トン以下のときは19トン

国土交通省では、特殊車両の通行に対する指導、取締りの徹底を図っています。

【違反者に対する指導等の強化】

- 国道事務所に呼び出して是正指導を行い、常習的な違反者に対しては告発を実施（措置命令4回又は是正指導5回で告発）
- 違反者に対する報告徴収・立入検査の実施
また、報告徴収・立入検査を拒む者に対しては告発を実施
- 特に基準の2倍以上の重量超過等悪質な違反者は、現地取締りにおいて違反を確認した場合は即時告発を実施